

6/16 木野

令和3年6月14日

南区地域福祉交流ラウンジ運営委員会委員 各位

南区地域福祉交流ラウンジ運営委員会
委員長 青木 智野



令和3年度 第1回南区地域福祉交流ラウンジ運営委員会の開催について (通知)

入梅の候 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より、本会の運営につきましては、ご理解・ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、次のとおり開催いたしますので、ご出席いただきますようお願い申し上げます。

なお、お忙しい中恐縮ですが、出欠席の連絡は7月2日(金)までにラウンジ宛てにお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染状況によっては、書面表決とさせていただく場合がございますので、予めご了承ください。

- 1 日 時 令和3年7月13日(火) 午前10時より
- 2 場 所 南保健福祉センター2階 高齢者交流室
(相模原市南区相模大野6-22-1)
- 3 内 容 令和3年度事業計画について 等

以上

南区地域福祉交流ラウンジ

電話 042-701-3388

FAX 042-701-3368

1900

1900



1900

1900

1900

1900

1900

1900

1900

1900

1900

1900

1900

1900

1900

1900

1900

1900

1900

1900

1900

令和3年度 第1回南区地域福祉交流ラウンジ運営委員会 次第

日 時 令和3年7月13日(火) 午前10時
場 所 南保健福祉センター2階 高齢者交流室

1 開 会

2 自己紹介

3 内 容

(1) 令和3年度運営委員会に係る人事等について

①正副委員長の選出について

(2) 南区地域福祉交流ラウンジ運営委員会設置要綱ならびに施設利用等に関する要綱の改訂について

①構成団体の削除

②第4条施設機能について 「自動販売機」の削除

③表記の変更について 「障害」→「障がい」

(3) 令和2年度ラウンジ事業報告

(4) 令和3年度ラウンジ事業計画について

①各種事業について

②活動室の開放について(案)

4 報 告

(1) 令和2年度実績報告

5 そ の 他

6 閉 会

令和3年度 南区地域福祉交流ラウンジ運営委員会名簿(敬称略)

NO	氏名	所属	備考
1	中島 千尋	大野南地区社会福祉協議会	運営協議会の推薦(大野南地区)
2	青木 智野	大野南地区民生委員児童委員協議会	運営協議会の推薦(大野南地区)
3	境 勉	麻溝地区社会福祉協議会	運営協議会の推薦(麻溝地区)
4	大木 恵	大野南地区自治会連合会	運営協議会の推薦(大野南自治会)
5	中村 洋子	大野南公民館	運営協議会の推薦(大野南公民館)
6	草薙 喜義	大野南・上鶴間高齢者支援センター	福祉団体関係者(高齢者支援センター)
7	矢嶋 正貴	相模原市障害福祉事業所協会	福祉団体関係者(障害福祉事業所協会)
8	小野 篤子	大野南地区主任児童委員	福祉団体関係者(主任児童委員)
9	吉村 登志子	にほんごの会	福祉団体関係者(ラウンジ利用団体)
10	富樫 幸乃	神奈川県立相模原養護学校	福祉団体関係者(ラウンジ利用団体)
11	阿部 義宏	和・みなみボランティアの会	福祉団体関係者(ラウンジ利用団体)
12	清水 淳一郎	ひよこ第3保育園	福祉団体関係者(ラウンジ利用団体)
13	望月 陽子	NPO法人レモンタイム	福祉団体関係者(ラウンジ利用団体)

運営委員会役員任期: 令和3年7月13日から令和5年度第1回運営委員会開催日まで

相模原市役所

	原中 一親	地域包括ケア推進課	
	小野池 駿介	地域包括ケア推進課	
	永井 祐也	南区役所地域振興課 主事	
	今野 智徳	南区役所地域振興課 主事	

相模原市社協(事務局)

	阿部 幸夫	南区事務所 所長	
	西川 真生	南区事務所 主事	
	関野 耕子	南区地域福祉交流ラウンジ 相談員	

南区地域福祉交流ラウンジ運営委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、南区地域福祉交流ラウンジ運営協議会設置要綱第3条第3項の規定に基づき設置する南区地域福祉交流ラウンジ運営委員会（以下、「運営委員会」という。）について、必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 利用団体登録の事前審査に関する事
- (2) 年間事業計画の作成に関する事
- (3) 団体利用の調整及び承認に関する事
- (4) 自主事業の企画・実施に関する事
- (5) 適正利用に関する事
- (6) 実績報告書の作成に関する事
- (7) その他ラウンジの運営に必要な事項

(組織)

第3条 運営委員会は、別表に掲げる南区地域福祉交流ラウンジ運営協議会委員から推薦された者及び福祉団体関係者等（以下「運営委員会委員」という。）で構成する。

2 福祉団体関係者等については、次に掲げる団体等から選出する。

- (1) 高齢者支援センター
- (2) 相模原市障害福祉事業所協会
- (3) 主任児童委員
- (4) 南区地域福祉交流ラウンジ利用団体

3 新たに構成員となる場合には、構成員の過半数の同意をもってこれを承認することができる。

(役員)

第4条 運営委員会に、委員長1名及び副委員長2名を置く。 ～R5年度まで

2 委員長及び副委員長は、運営委員会委員の互選により選出する。

3 委員長は運営委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(役員任期)

第5条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 運営委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議の議決は出席者の過半数によりこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員長は必要があると認めるときは、運営委員会委員以外の者を運営委員会に出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

4 運営委員会の目的を達成するため、必要に応じて特定の事案を処理する部会を設置することができる。

(庶務)

第7条 運営委員会の庶務は、市社会福祉協議会が処理する。

附 則

この要綱は、平成25年3月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(第3条第1項関係)

別表

南区地域福祉交流ラウンジ運営委員会構成団体

団体名	備 考
大野南地区社会福祉協議会	運営協議会委員からの推薦
麻溝地区社会福祉協議会	運営協議会委員からの推薦
大野南地区民生委員児童委員協議会	運営協議会委員からの推薦
大野南地区自治会連合会	運営協議会委員からの推薦
大野南公民館	運営協議会委員からの推薦
社会福祉法人 幸園	高齢者支援センター
社会福祉法人 すずらんの会	相模原市障害福祉事業所協会
大野南地区主任児童委員	主任児童委員
にほんごの会	南区地域福祉交流ラウンジ利用団体
神奈川県立相模原養護学校	南区地域福祉交流ラウンジ利用団体
和・みなみボランティアグループ	南区地域福祉交流ラウンジ利用団体
NPO法人レモンタイム	南区地域福祉交流ラウンジ利用団体
ひよこ第3保育園	南区地域福祉交流ラウンジ利用団体

○南区地域福祉交流ラウンジ運営委員会
南区地域福祉交流ラウンジの施設利用等に関する要綱

平成26年12月1日
制 定

(趣旨)

第1条 この要綱は、南区地域福祉交流ラウンジ運営委員会（以下、「運営委員会」という）が南区地域福祉交流ラウンジ（以下、「ラウンジ」という）の円滑な運営を図るための施設利用等について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 ラウンジは、南区において様々な福祉分野で活動する団体や区民が、自主的・主体的に活動し、相互に交流する場を提供するとともに、南区の地域福祉に関する情報を広く区民へ発信することを目的とする。

(開設日)

第3条 ラウンジの開設日は次のとおりとする。

- (1) 月～土曜日（12月29日～1月3日、及び保守点検日を除く）
- (2) 9時～21時30分

(施設機能)

第4条 ラウンジの施設機能は次のとおりとする。

(1) 活動室

予約による利用が無い場合は、登録団体等のミーティングなどに活用可能とするが、複数の団体による共同使用を基本とする。

(2) 作業コーナー

(3) 福祉情報コーナー

(4) 談話コーナー

(5) 給湯室（活動室を利用する団体用）

(備品利用)

第5条 備品はすべて予約制で、ラウンジ内での使用を原則とする。

- (1) ノートパソコン 1台
- (2) プロジェクター 1台
- (3) 80型ワイドスクリーン 1台
- (4) コピー機 【有料】

(利用時間)

第6条 活動室及び備品等の利用は、以下の時間帯を基本とする。

- (1) ① 9時～12時
- (2) ② 13時～15時
- (3) ③ 15時～17時
- (4) ④ 18時～21時30分

2 同一団体による終日利用は最大2日間までとする。

3 上記(2)の利用については14時50分までに活動を終了し、(3)の利用が始まる5分前に退出することとする。

4 申込時、他に利用がない場合は(2)と(3)の連続した使用を認めるものとする。

(利用方法)

第7条 活動室及び備品等を利用する場合は、ラウンジ登録団体として登録申請することとする。なお、登録の可否は運営委員会で決定する。

(登録対象団体)

第8条 ラウンジに登録できる団体とは、地域住民の福祉向上を目的に設立され、南区を中心に活動する概ね5人以上で構成された次の条件に当てはまる団体とする。

- (1) 南区内において福祉活動を行うボランティア団体
- (2) 南区内の障がい・高齢・児童などで福祉課題のある当事者団体
- (3) 南区内の社会福祉施設、福祉に係る教育施設等
- (4) 南区内の各地区社会福祉協議会及び各地区民生委員児童委員協議会
- (5) その他、運営委員会委員長が特に認める団体

(登録の制限)

第9条 団体が次の号のいずれかに該当する活動をする場合は登録の承認をしないものとする。

- (1) 営利を目的とする活動
- (2) 特定の政党の支持又は公私の選挙に関し特定の候補者の支持をする活動
- (3) 特定の宗教・思想を支持する活動
- (4) 秩序を乱し、公益を害する恐れがあると認められる活動
- (5) 施設又は設備を損傷し、又は滅失させる恐れがあると認められる活動
- (6) その他、管理運営上支障があると認められる活動

2 障がい者施設による自主製品等の販売・地区社協福祉バザー・福祉チャリティー事業等については、その目的を勘案し利用を妨げるものではない。

(登録方法)

第10条 団体が登録をする場合は次の手順で行う。

(1) 団体登録申請

・登録にあたっては、「南区地域福祉交流ラウンジ利用登録申請書」とともに次の書類を添付する。

○会則

○申請時点で最新の事業計画書及び予算書

○会員名簿

(2) 事務局による審査

・利用資格要件が満たされているかどうか判断し決定する。

(利用資格要件が満たされていれば(5)へ、判断が難しい場合は(3)へ)

(3) 運営委員会(正副会長)による団体の審査

・利用資格要件が満たされているかどうか判断し決定する。

(利用することを特に認める場合は(5)へ、認めない場合は(4)へ)

(4) 不認証の場合は理由を付して、書面にて通達する。

- (5)「南区地域福祉交流ラウンジ登録承認書」の発行
・団体登録が決定し、ラウンジ施設利用が可能となる。
(団体登録の取消し等)

第11条 一度登録が認められた団体であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、運営委員会の承認を経て登録を取り消すことができる。その際は書面にて通知するものとする。

- (1) 登録の申請に虚偽又は不正があった場合
(2) 活動内容が第9条の各号のいずれかに該当する場合
(3) 団体としての活動実態がないと認められる場合
2 団体について、登録時に申請した内容に変更が生じた場合は、その旨を申請するものとする。

- (1) 団体の活動内容及び代表者に変更が生じた場合
・「南区地域福祉交流ラウンジ登録内容変更届」を提出する
(2) 団体が利用登録を取り消す場合
・「南区地域福祉交流ラウンジ利用登録取消届」を提出する
(権利譲渡等の禁止)

第12条 登録団体は、施設利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。
(施設利用の予約受付)

第13条 登録団体の施設利用については次の手順で予約を受け付けるものとする。

- (1) 年間予約 運営委員会で承認された活動については、年間を通して施設利用予約することができる。ただし、定期的に運営委員会にて見直しを行う。
(2) 通常予約 登録団体は、利用希望日の6か月前の同日から一週間前までの間、施設利用予約することができる。
2 行政機関等の利用に関しては「南区地域福祉交流ラウンジの行政機関等の利用に関する取扱い」により取り扱うものとする。

附則

この要綱は、平成26年12月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和元年9月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和3年6月1日から適用する。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴うイベントの中止一覧

7月1日現在

相模原市発表

開催予定日又は 開催予定期間	イベント名	会場	問い合わせ先	電話番号
5月を除く4月から9月の第1木曜日(ひよこちゃんのわらべうた会) 4月から9月の第4木曜日(ぺんぎんちゃんのわらべうた会)	ひよこちゃんのわらべうた会 ぺんぎんちゃんのわらべうた会	相模原市立図書館	相模原市立図書館	042-754-3604
5月～令和4年3月	あじさい大学 通年講座・短期講座	—	高齢・障害者福祉課	042-769-8354
7月23日(金曜日)	スポーツの日記念事業	市内の各スポーツ施設	スポーツ推進課	042-769-8288
7月下旬～8月	学校プール開放事業	市内の各小中学校のプール	スポーツ推進課	042-769-8288
10月2日(土曜日)～3日(日曜日)	相模湖ふれあい広場	県立相模湖公園	相模湖商工会	042-684-3347
10月17日(日曜日)	相模湖ダム祭	相模湖ダム 他	相模湖まちづくりセンター	042-684-3240
10～11月頃	相模原市日中交流協会訪中団派遣	—	国際課	042-707-1569
11月3日(水曜日・祝日)	甲州街道小原宿本陣祭	小原宿本陣と小原地域	相模湖まちづくりセンター	042-684-3240

事務局調べ

7月7日現在

開催予定日又は 開催予定期間	イベント名	会場	発表
7月下旬	上溝夏祭り	上溝商店街通り	相模原市観光協会
7～11月	さがみ風っこ文化祭	市内各所	学校教育課
8月1日	さがみ湖湖上祭花火大会	さがみ湖	相模原市観光協会
8月上旬	第30回東林間サマーわぁ！ニバル	東林間駅周辺	実行委員会公式サイト
8月上旬	橋本七夕まつり	橋本七夕通り ほか	相模原市観光協会
8月下旬	相模大野もんじえ祭	相模大野中央公園	実行委員会公式サイト
9月中旬	相模原よさこいRANBU!	古淵駅周辺	実行委員会公式サイト
9～11月	相模原市民文化祭	市内各所	相模原市文化振興課

《内容（1）関連資料》

南区地域福祉交流ラウンジ運営委員会設置要綱の改正について

改正前	改正後										
<p>第3条 運営委員会は、別表に掲げる南区地域福祉交流ラウンジ運営協議会委員から推薦された者及び福祉団体関係者等（以下「運営委員会委員」という。）で構成する。 （第3条第1項関係） 別表</p> <p>南区地域福祉交流ラウンジ運営委員会構成団体</p> <table border="1" data-bbox="624 1077 852 2078"> <thead> <tr> <th>団体名</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大野南地区主任児童委員</td> <td>主任児童委員</td> </tr> <tr> <td>東林地区主任児童委員</td> <td>主任児童委員</td> </tr> </tbody> </table>	団体名	備 考	大野南地区主任児童委員	主任児童委員	東林地区主任児童委員	主任児童委員	<p>第3条 運営委員会は、別表に掲げる南区地域福祉交流ラウンジ運営協議会委員から推薦された者及び福祉団体関係者等（以下「運営委員会委員」という。）で構成する。 （第3条第1項関係） 別表</p> <p>南区地域福祉交流ラウンジ運営委員会構成団体</p> <table border="1" data-bbox="624 85 788 1077"> <thead> <tr> <th>団体名</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大野南地区主任児童委員</td> <td>主任児童委員</td> </tr> </tbody> </table>	団体名	備 考	大野南地区主任児童委員	主任児童委員
団体名	備 考										
大野南地区主任児童委員	主任児童委員										
東林地区主任児童委員	主任児童委員										
団体名	備 考										
大野南地区主任児童委員	主任児童委員										
<p align="center"><u>附 則</u></p> <p align="center">この要綱は、令和3年4月1日から施行する。</p>											

南区地域福祉交流라운지의施設利用等に関する要綱の改正について

改正前	改正後
<p>(施設機能)</p> <p>第4条 ラウンジの施設機能は次のとおりとする。</p> <p>(1) 活動室</p> <p>予約による利用が無い場合は、登録団体等のミーティングなどに活用可能とするが、複数の団体による共同使用を基本とする。</p> <p>(2) 作業コーナー</p> <p>(3) 福祉情報コーナー</p> <p>(4) 談話コーナー</p> <p>(5) 給湯室（活動室を利用する団体用）</p> <p>(6) 自動販売機</p> <p>(登録対象団体)</p> <p>第8条 ラウンジに登録できる団体とは、地域住民の福祉向上を目的に設立され、南区を中心に活動する概ね5人以上で構成された次の条件に当てはまる団体とする。</p> <p>(2) 南区内の障害・高齢・自動などで福祉課題のある当事者団体</p> <p>(登録の制限)</p> <p>第9条 団体が次の号のいずれかに該当する活動をする場合は登録の承認をしないものとする。</p> <p>2 障害者施設による自主製品等の販売・地区社協福祉バザー・福祉チャリティー事業等については、その目的を勘案し利用を妨げるものではない。</p>	<p>(施設機能)</p> <p>第4条 ラウンジの施設機能は次のとおりとする。</p> <p>(1) 活動室</p> <p>予約による利用が無い場合は、登録団体等のミーティングなどに活用可能とするが、複数の団体による共同使用を基本とする。</p> <p>(2) 作業コーナー</p> <p>(3) 福祉情報コーナー</p> <p>(4) 談話コーナー</p> <p>(5) 給湯室（活動室を利用する団体用）</p> <p>(登録対象団体)</p> <p>第8条 ラウンジに登録できる団体とは、地域住民の福祉向上を目的に設立され、南区を中心に活動する概ね5人以上で構成された次の条件に当てはまる団体とする。</p> <p>(2) 南区内の障がい・高齢・自動などで福祉課題のある当事者団体</p> <p>(登録の制限)</p> <p>第9条 団体が次の号のいずれかに該当する活動をする場合は登録の承認をしないものとする。</p> <p>2 障がい者施設による自主製品等の販売・地区社協福祉バザー・福祉チャリティー事業等については、その目的を勘案し利用を妨げるものではない。</p>
	<p>附 則</p> <p>この規程は、令和3年6月1日から適用する。</p>

令和2年度 南区地域福祉交流ラウンジ事業報告

令和2年度南区地域福祉交流ラウンジ事業計画に基づき、以下の通り事業を実施したことを報告する

1 基本方針

南区内で活動する福祉団体等の拠点として、施設機能を活用し福祉活動を推進した

2 事業方針

- (1) 高齢者・障がい者・児童等の分野で生活課題を抱えている住民に対するささえあい活動を実施した
- (2) 多くの福祉団体等が活用することにより、団体等相互の情報交換などが促進されるとともに、一般住民にも活動が理解されるようPRに努めた

3 会議等

- (1) 南区地域福祉交流ラウンジ運営協議会（年1回 3月書面表決）
- (2) 南区地域福祉交流ラウンジ運営委員会（年2回 7月書面表決、3月書面表決）
- (3) 南区地域福祉交流ラウンジ役員会（年3回実施 7月1日、11月9日、1月18日）
- (4) 南区地域福祉交流ラウンジ利用者団体懇談会（12月書面によるアンケートにて意見収集）

4 実施事業・・・ラウンジ運営委員会が実施主体となるもの

- (1) 福祉なんでも相談 件数33件（開催回数24）平均1.4件
毎週木曜日の午後1時～4時に福祉相談の窓口を設置した
ポーノの館内放送を活用するなど、効果的なPRに努めた

(2) 壁面展示作品の公募及び企画展の実施

南区で福祉サービスを利用している方等を対象に絵画や写真等の作品を公募し、社会参加のきっかけづくりを行うとともに、福祉イベントにちなんだ催しや登録団体による企画展を開催した

10月 赤い羽根ポスター展 / 個人展示 回顧展

10月 交通安全母の会ポスター展（～11月）

12月 福祉ポスター展

1月 小さな図工室作品展

※団体の活動自粛が相次ぎ、応募が減少したため、上記期間以外は公募による個人展示を実施した

(3) 動画放映

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で活動室利用が減少し、サロン等事業再開も見込めないことから、予約のない時間帯を活用した動画放映を実施。登録団体や地域団体が制作した動画を訪れた人に楽しんでいただいた
[協力団体] ひよこ第3保育園、和・みなみボランティアの会、たいようこども園、カフェ☆ダイ2ドヨウ、大野南公民館、相模原市図書館、相模原南警察署、谷口台小学校

(4) 広報事業

- ・季刊「ふくしラウンジ」の発行（ラウンジ事業や活動団体の紹介等）
※年間4回発行予定だったが、感染症拡大のため3月のみ発行した
- ・福祉の掲示板の設置
※南区内のコンビニエンスストアや薬局、飲食店など、一定時間人が滞留する場所や通り沿いにある場所を中心に設置し、福祉なんでも相談や地域の福祉情報等を掲示した
大野中（6）、大野南（9）、相模台（6）、相武台（3）、東林（6）
- ・市社協広報紙みんないいひと
- ・タウンニュース等地域情報誌の活用
- ・ホームページによるPR（利用団体の活動紹介等）

(5) ボランティア講座開催 ※開催予定5月15日 ⇒ 延期の後、中止
市地区社協南区連絡会と共催で、ラウンジ事業をはじめとする南区の地域活動への協力者を育成するためにボランティア講座を開催する予定だったが、感染症拡大のため中止した

(6) ラウンジふくしまつり ※秋頃開催予定 ⇒ 延期の後、中止
ラウンジのPRや登録団体の周知啓発、福祉理解の促進の機会を創出するためのイベントを予定していたが、感染症拡大のため中止した

5 協力・支援事業・・・ラウンジの基本方針及び事業方針に合致するため、その実施についてラウンジ運営委員会が協力・支援すると認められるもの

(1) みんなのサロン ※ミニミニサロンを計画するも感染症拡大のため実施せず
対象を問わず、地域住民の仲間作り・生きがいづくりの場として、毎月第1・第3火曜日の午前10時～正午の間にサロンを開催

(2) みんなのサロンコーヒーやさん ※1月8日ミニミニサロン開催（参加人数14人）。その後、感染症拡大のため実施せず
対象を問わず、地域住民の仲間作りや交流の場、障がい者の就労支援や社会参加の場として、毎月第2・第4金曜日午前10時～12時30分の間にサロンを開催

- (3) みんなの子育てサロン ぽっかぽか ※感染症拡大のため実施せず
0歳児から3歳児までの子育て中の親子を対象に、交流とつながりづくりの場として、毎月第2・第4火曜日、水曜日の午前10時～11時30分
の間にサロンを開催
- (4) にほんご教室 参加延べ人数146人 平均10人
日本語を学びたい外国籍の方の生活向上のための教室。毎週土曜日午後7時
～8時30分の間にボランティアによる運営で開催
- (5) 障がい者の自主製品の販売機会の創出 ※実施せず
障がい者に対する理解促進を図るため、相模原市障害福祉事業所協会と連
携しイベントの実施を検討したが、感染症拡大のため中止した
- (6) 他団体イベントへの参加
・ユニコムまちづくりフェスタ（10月※参加要請なし）
・相模大野アートクラフト市（4月および11月※感染症拡大のため中止）
- (7) 高齢者支援センターの日 ※感染症拡大のため実施せず
高齢者の健康増進のための事業を開催（高齢者支援センターまつり）
- (8) 相模原養護学校との協働
・「みんなのサロンコーヒーやさん」での活動（令和2年度実施せず）
・清掃活動（11月27日、12月11日）

以 上

令和3年度 南区地域福祉交流ラウンジ事業計画について

1 基本方針

南区内で活動する福祉団体等の拠点として、施設機能を活用し福祉活動を推進する

2 事業方針

- (1) 高齢者・障がい者・児童等の分野で生活課題を抱えている住民に対するささえあい活動を実施する
- (2) 多くの福祉団体等が活用することにより、団体等相互の情報交換などが促進されるとともに、一般住民にも活動が理解されるようPRに努める

3 会議等

- (1) 南区地域福祉交流ラウンジ運営協議会（年1回 3月）
- (2) 南区地域福祉交流ラウンジ運営委員会（年2回 7月、2～3月）
- (3) 南区地域福祉交流ラウンジ役員会（6月8日 他、随時）
- (4) 南区地域福祉交流ラウンジ利用者団体懇談会（年1回以上 4～5月※感染症拡大のため延期）

4 実施事業・・・ラウンジ運営委員会が実施主体となるもの

【通年】

(1) 福祉なんでも相談

毎週木曜日の午後1時～4時に福祉相談の窓口を設置する

(2) 壁面展示作品の公募及び企画展の実施

南区で福祉サービスを利用している方等を対象に絵画や写真等の作品を公募し、社会参加のきっかけづくりを行うとともに、福祉イベントにちなんだ催しや登録団体による企画展を開催する

(3) 動画放映

登録団体や地域団体が制作した動画を活動室の予約がない時間帯に放映し、訪れた人に楽しんでいただく

(4) 広報事業

- ・季刊「ふくしラウンジ」の発行（ラウンジ事業や活動団体の紹介等）

※年間4回発行予定（5月※実施せず、8月、11月、2月）

- ・福祉の掲示板の設置

※南区内のコンビニエンスストアや薬局、飲食店など、一定時間人が滞留する場所や通り沿いにある場所を中心に設置し、福祉なんでも相談や地域の福祉情報等を掲示する

- ・広報紙や地域情報誌の活用（市社協広報、広報さがみはら、タウンニュース等）
- ・ポータルショッピングセンター館内放送の活用
- ・ホームページによるPR（利用団体の活動紹介等）

【5月】

(5) ボランティア講座開催 ※感染症拡大のため延期

市地区社協南区連絡会と共催で、ラウンジ事業をはじめとする南区の地域活動への協力者を育成するためにボランティア講座を開催する

【時期未定：秋頃を想定】

(6) ラウンジふくしまつり

ラウンジのPRや登録団体の周知啓発、福祉の理解促進の機会を創出するためにイベントを実施する。令和3年度は、感染症の状況を注視しつつ、展示や福祉事業所の販売等を中心とした週あるいは月単位による分散型のイベント開催を目指す

- 5 協力・支援事業・・・ラウンジの基本方針及び事業方針に合致するため、その実施についてラウンジ運営委員会が協力・支援すると認められるもの

【通年】

(1) みんなのサロン

対象を問わず、地域住民の仲間作り・生きがいづくりの場として、毎月第1・第3火曜日の午前10時～正午の間にサロンを開催

(2) みんなのサロンコーヒーやさん

対象を問わず、地域住民の仲間作りや交流の場、障がい者の就労支援や社会参加の場として、毎月第2・第4金曜日午前10時～12時00分の間にサロンを開催

(3) みんなの子育てサロン ぽっかぽか

0歳から3歳児までの子育て中の親子を対象に、交流とつながりづくりの場として、毎月第2・第4火曜日、水曜日の午前10時～11時30分の間にサロンを開催

(4) にほんご教室

日本語を学びたい外国籍の方の生活向上のための教室。毎週土曜日午後7時～8時30分の間にボランティアによる運営で開催

(5) 障がい者の自主製品の販売機会の創出

障がい者に対する理解促進を図るため、相模原市障害福祉事業所協会と連携し実施

【4月、10月、11月】

(6) 他団体イベントへの参加

- ・ユニコムまちづくりフェスタ（10月）
- ・相模大野アートクラフト市（4月※感染症拡大のため中止、11月）

【3月】

(7) 高齢者支援センターの日

高齢者の健康増進のための事業を開催（高齢者支援センターまつり）

【適宜】

(8) 相模原養護学校との協働

「みんなのサロンコーヒーやさん」での活動／清掃活動

以上

活動室の開放について（案）

ラウンジをより広く区民の交流の場として利用していただくことを目的に、コロナ禍で利用が減少した活動室を誰でも利用できるスペースとして開放することを提案する。

- | | |
|------|--|
| 開放日時 | 予約の入っていない活動室の利用時間（午前10時から午後5時まで）
※一週間前に決定するが、決定後に利用申請があれば団体利用を優先 |
| 周知方法 | ポスター掲示およびホームページ利用カレンダー等 |
| 人数 | 最大で12名まで ※本来は16名だが、展示作品の鑑賞者等に配慮 |
| 対象 | 誰でも利用可 ※要体調チェック |
| 利用時間 | 一人30分まで |
| 飲食 | 不可 ※ただし、各自持参のペットボトル等による水分補給は可 |
| 利用方法 | ①入室時はアルコール消毒・体温チェックの上、連絡先記入用紙に氏名・連絡先・入室時間をご記入いただく。
②利用に際しては、「マスク着用」「大声を出さない」など、感染予防対策チェックシート内の「利用上の注意」を守っていただくことを原則とする。 |
| 感染対策 | ①活動室内は、予め座席や飛沫防止パネルを設置する。
②利用者が退室したら、使用した机等を消毒する。
③正午から午後1時の間は、清掃のため利用不可とする。 |

南区地域福祉交流ラウンジ実績報告

(令和3年3月末現在)

1. 令和2年度南区地域福祉交流ラウンジ来場者数

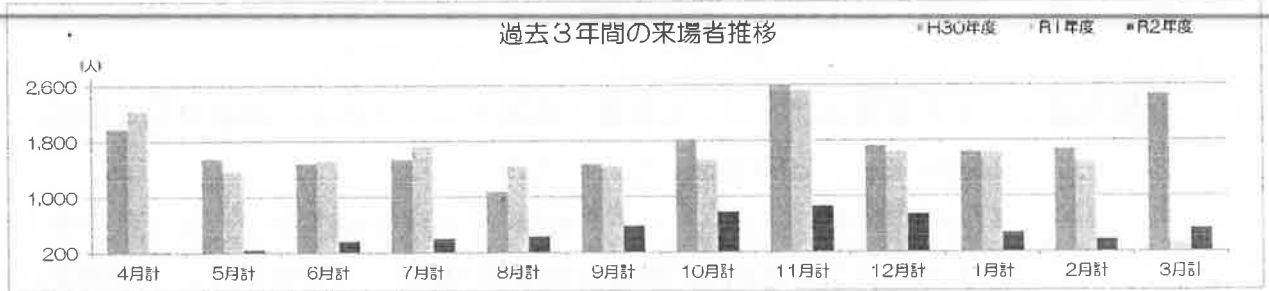
- ・一年間の来場者数 = 5,856人 (前年度=19,249人)
- ・一日当たりの平均来場者数 = 約17人 (前年度=約54人)
- 内訳：一般 = 約13人 (前年度=約15人) 団体 = 約4人 (前年度=約39人)

	4月計		5月計		6月計		7月計		8月計		9月計	
	一般	団体	一般	団体	一般	団体	一般	団体	一般	団体	一般	団体
午前	54	0	79	0	117	0	117	16	144	27	157	38
午後	93	0	127	0	198	0	191	9	139	67	186	68
夜間	22	0	29	0	41	0	60	0	37	8	72	53
小計	169	0	235	0	356	0	368	25	320	102	415	159
合計	169		235		356		393		422		574	

(単位:人)

	10月計		11月計		12月計		1月計		2月計		3月計		R2年度来場者数 (R2/4/1~R3/3/31=349日間※)		
	一般	団体	一般	団体	一般	団体	一般	団体	一般	団体	一般	団体	合計		
午前	147	67	169	80	157	61	82	17	104	0	189	9	1,516	315	1,831
午後	271	114	290	94	241	91	230	21	194	0	219	19	2,379	483	2,862
夜間	75	95	70	148	78	110	59	60	64	0	82	0	689	474	1,163
小計	493	276	529	322	476	262	371	98	362	0	490	28	4,584	1,272	5,856
合計	769		851		738		469		362		518		5,856		

※窓口開設日数(12/29~1/3および保守点検日等は除く。また新型コロナウイルス感染拡大防止のための活動室利用休止期間中、窓口を開設していた日数を含む)



2. 活動室利用状況

時間帯	利用区分	H28年度 (H28/4/1~H29/3/31)				H29年度 (H29/4/1~H30/3/31)				H30年度 (H30/4/1~H31/3/31)			
		利用可能日数	利用件数	利用者数(人)	利用率	利用可能日数	利用件数	利用者数(人)	利用率	利用可能日数	利用件数	利用者数(人)	利用率
午前	①	359	179	6,710	49.9%	359	190	6,370	52.9%	359	196	6,603	54.6%
午後	②		160	3,586	44.6%		183	3,062	51.0%		195	3,235	54.3%
	③		154	2,375	42.9%		177	2,037	49.3%		186	2,096	51.8%
夜間	④		83	1,560	23.1%		75	2,280	20.9%		139	3,037	38.7%
合計		1,436	576	14,231	40.1%	1,436	625	13,749	43.5%	1,436	716	14,971	49.9%
時間帯	利用区分	R1年度 (H31/4/1~R1/3/31 ※)				R2年度 (R2/4/1~R3/3/31 ※)				累計			
		利用可能日数	利用件数	利用者数(人)	利用率	利用可能日数	利用件数	利用者数(人)	利用率	利用可能日数	利用件数	利用者数(人)	利用率
午前	①	328	188	5,787	57.3%	181	43	315	23.8%	2,681	1,245	39,031	46.4%
午後	②		183	3,106	55.8%		65	280	35.9%		1,215	18,987	45.3%
	③		162	1,814	49.4%		49	203	27.1%		1,129	13,564	42.1%
夜間	④		153	3,208	46.6%		48	474	26.5%		711	14,088	26.5%
合計		1,312	686	13,915	52.3%	714	205	1,272	28.7%	10,714	4,300	85,670	40.1%

※利用区分 ① 9:30~12:00 ② 13:00~15:00 ③ 15:00~17:00 ④ 18:00~21:30

※令和1年度および令和2年度の利用可能日数は、新型コロナウイルス感染拡大防止のための活動室利用休止期間を除く

<活動室利用休止期間>

(全日) 令和2年3月2日(月)~7月19日(日)、令和3年1月13日(水)~3月21日(日)

(④のみ) 令和3年3月22日(月)~3月31日(水)

3. 南区地域福祉交流ラウンジ登録状況

- ・登録団体数=53

(R3は5(団体))